

地方分権改革期における47都道府県の小学校費の特質に関する一考察

著者	眞弓（田中） 真秀
著者別名	Mayumi (Tanaka) Maho
雑誌名	学校経営研究
巻	41
ページ	48-59
発行年	2016-04-01
その他のタイトル	Consideration of Characteristics of the Elementary School Fund Among Prefecture in Decentralization Reform
URL	http://hdl.handle.net/2241/00144057

Ⅲ 研究ノート

地方分権改革期における 47 都道府県の

小学校費の特質に関する一考察

川崎医療福祉大学 眞弓(田中) 真秀

1. 研究の目的

2000 年以降、地方分権改革に伴い、財政面においても地方自治体に権限が移譲されている。教育における税源移譲の流れに沿った改革としては、2006 年に義務教育費国庫負担金の国の負担する割合が 2 分の 1 から 3 分の 1、都道府県の負担する割合が 2 分の 1 から 3 分の 2 となったことが挙げられる。教育財政における地方自治体の裁量権の拡大については、2004 年に「総額裁量制」を導入したことが挙げられる。このように、地方分権改革において地方自治体の裁量権は拡大した。

しかし、地方自治体の自主決定権の範囲が拡大することをつき詰めることは、地方の裁量が拡大することである一方で、場合によっては、地方自治体による「格差」が生じることになりかねない。これは、教育についても同じことが言え、地方自治体の財政力に「差」がある現在、教育費についても地方の「差」が今まで以上に生じる可能性があることを意味する¹⁾。

このような背景のもと、地方に権限を移譲したからといって、本当に地域格差が生じるのだろうか。例えば、教育費に着目した場合、地方に権限が移譲されたからといって、その地域の住民が教育費を大幅に削減するという選択をすることがあるのだろうか。さらに拡大解釈をすると、仮に「地域格差」が生じる選択を地域の住民が行った場合、その選択を容認することが分権化ではないだろうか。

そこで、本論文では、地方分権改革前後で小学校費の都道府県間の「差」が拡大したのか否かを検討することとする。また、本論文での「格差」とは、「是正すべき差」であると定義する。

2000 年以降に促進されたとされる地方分権改革の時期に、47 都道府県の小学校費の実額を経年的に検討することで、どのような実額の変動があったのかを明らかにすることを目的としている。なお、中学校費も加えて義務教育費として検討を行なうことも必要であるが、本論では小学校費に着目して議論を行なうこととする。小学校費だけに着目した理由としては、中学校費と積算方法が異なる場合があるからである。義務教育費として一括で

検討するのではなく、小学校費にのみ限定をしている。

具体的には、地方分権改革期前である 1997 年度の小学校費と地方分権改革期後でかつ三位一体改革を経て、所得税の一部が都道府県・市町村の個人住民税に移譲された 2007 年度の小学校費に着目し、地方分権改革前後における 47 都道府県の小学校費の実額について分析していくこととする。

2007 年度に着目した理由としては、国から都道府県に財政的な権限が移譲されることで、都道府県の財政力にバラつきが生じるのではないかという点にある。例えば、地方分権化の流れの中で、税源移譲として所得税から個人住民税（所得割の 10% 比例税率導入）へ移行され、3 兆円がその実施対象となった。これは、国と地方間の歳出権限配分と税源配分の不均衡を縮小させる財源保障と地域間の財政力格差縮小という機能を合わせ持った地方交付税制度がその役割を減少したことを意味する。

2. 本研究の課題

本研究のリサーチクエスチョンとしては、以下の 3 点を挙げる。

1 点目として、47 都道府県の財政力指数のバラつきが小学校費のバラつきに影響を与えたのか否かを明らかにすることである。これは、地方分権改革前後の教育外部を含めた財政力が、都道府県の小学校費に影響を与えたのか否かを明らかにすることである。

2 点目としては、経年における都道府県の小学校費の増減の要因が何によるものなのかを支出面から明らかにすることである。支出による比較としては、児童 1 人当たりの小学校費の都道府県の差は、直接教育に関わる経費によるものなのか、それともそれ以外の経費によるものなのかという視点から明らかにする。

3 点目として、経年における都道府県の小学校費の増減の要因が何によるものなのかを歳入面から明らかにする。収入による比較としては、都道府県の教育費の水準を担保しているのが「公費組み入れ寄付金」や「私費」といった財源によるものなのか否かを明らかにする。

3. 本研究の方法・対象

本研究の方法ならびに対象は以下の通りである。

はじめに、1997 年度から 2008 年度の 47 都道府県の「財政力指数」と「小学校費」の「平均値」、「分散」、「範囲」、「最小値・最大値」の値を年度間比較することで、①都道府県の財政力にバラつきが生じるのか否か、②47 都道府県の財政力指数のバラつきが小学校費に影響があるのか否かを明らかにする。ここで、「範囲」と「分散」を用いることは、どの程度の範囲においてバラつきがあるのか否かを検討することができ、加えて、「最小値・最大値」を用いることで、範囲やバラつき自体には変化がないが、最小値の水準が保たれてい

るのかを確認することができるからである。地方分権改革前後の財政力の現状が各都道府県の小学校費に影響を与えたのか否かを明らかにする。

次に、経年における都道府県の小学校費の増減の要因が何によるものなのかを明らかにするために、支出と収入の両面から比較を行うこととする。ここで、歳入構造だけでなく支出構造からも検討を行うことと理由は、地方分権改革によって、地方の裁量権が拡大されたことにより、収入状況に変化はなくても、支出状況に変化がある可能性を捉えようとしたためである。

支出による比較としては、児童1人当たりの小学校費の都道府県の差は、直接教育に関わる経費によるものなのか、それともそれ以外の経費によるものなのかを明らかにする。ここでの仮説としては、小学校費の都道府県の差を生じさせているものは直接教育に関わる教育活動費の影響によるものではないかということである。そこで、分析方法としては、1997年度と2007年度の小学校費を「消費的支出」（詳しい内訳は、人件費、教育活動費、管理費、補助活動費、所定支払い金）、「資本的支出」（詳しい内訳は、土地費、建築費、設備・備品費、図書購入費）、「債務償還費」に分類して比較を行う。これらの値は、児童1人当たりの値に計算し直し（総額（実額）の値で比較すると、人件費が大きくなることから）、各項目の「変動係数」（＝「各項目の47都道府県の標準偏差÷各項目の47都道府県の平均値」で算出）の値で比較し、どの個所によってバラつきが大きく差が生じているのかを明らかにする。

次に、収入による比較としては、都道府県の教育費はある程度保たれているという仮説を立て、その水準を担保しているのが「公費組み入れ寄付金」や「私費」といった財源によるものではないかという点について明らかにする。分析方法としては、1997年度と2007年度における小学校費（全総額）を「国庫補助金」、「都道府県支出金」、「市町村支出金」、「地方債」、「公費組み入れ寄付金」、「その他（私費）」の6つに分類し、都道府県毎の比較を行う。これらの値は、児童1人当たりの値に計算し直し（総額の値で比較すると、人件費を支出している都道府県支出金ならびに国庫補助金の値が大きくなることから）、各項目の「変動係数」（＝「各項目の47都道府県の標準偏差÷各項目の47都道府県の平均値」で算出）の値で比較し、どの個所によってバラつきが大きく差が生じているのかを明らかにする。

比較対象としては、都道府県毎の財政力に着目するため、総務省の示している「財政力指数」²を用いることとする。「財政力指数」を用いた理由としては、①総務省が出しており、先行研究においても客観的な指標として見なされていること、②「財政力指数」の他には、歳出合計における地方交付税交付金の割合等が考えられるが、交付税交付金の支給されない自治体（「財政力指数」が1.0を超えると、交付税は支給されない（例：東京都）の値は0になってしまうことから交付税交付金は比較に適さないという2点からである。

また、ここでの都道府県の小学校費とは、『地方教育費調査報告書』³における小学校費に限定した。つまり、小学校段階の特別支援学校については、対象外としている。都道府県の小学校費とは、都道府県支出金のみを示す値ではない。『地方教育費調査報告書』を財源別にみると、国庫補助金、都道府県支出金、市町村支出金、地方債の等の合計であることから、ここでの小学校費とは、都道府県のみが支払っている値のことを指す訳ではない。そこで、本論文では、特に指定のない限りは、これら全ての合計の数値で論じることとする。

加えて、分析を行う上では、各都道府県の児童数（子ども 1 人当たりの教育費算出に使用）を対象とする。

4. 分析

(1) 1997 年度から 2008 年度の 47 都道府県の財政力指数と小学校費の経年比較

1997 年度から 2008 年度の 47 都道府県の小学校費の実態を検討する上で、「財政力指数のバラつきが拡大すると、それに伴って、小学校費のバラつきが拡大するのではないか」という仮説 1 を設定した。つまり、財政力の小さくなった県は、教育の他に必要な経費を負担していく上で、相対的に小学校費（教育費）自体が減ってしまうのではないか、財政力のバラつきが小学校費のバラつきに連動するのではないかという視点で検証を行う。

下記の表 I は、1997 年度から 2008 年度の 47 都道府県の財政力指数と小学校費の「平均値」、「分散」、「範囲」と「最小値・最大値」の経年の状況は示したものである。また、小学校費と財政力指数の分散値を経年比較してグラフにしたものが図 I である。

表 I 1997 年度から 2008 年度の財政力指数と小学校費

		1997年	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年
財政力 指数	平均値	0.492	0.485	0.407	0.394	0.414	0.409	0.400	0.425	0.428	0.464	0.497	0.521
	分散	0.044	0.042	0.031	0.030	0.033	0.033	0.032	0.035	0.034	0.039	0.047	0.054
	範囲	0.889	0.892	0.821	0.813	0.848	0.945	0.834	0.894	0.897	0.989	1.083	1.164
	最小値	0.232	0.230	0.192	0.191	0.206	0.199	0.200	0.207	0.211	0.227	0.237	0.242
	最大値	1.120	1.122	1.013	1.093	1.054	1.044	1.033	1.102	1.107	1.215	1.319	1.406
児童1人 当たりの 小学校 費 (単位: 千円)	平均値	863.84	868.37	912.36	929.10	942.33	954.25	946.80	935.67	937.20	930.95	934.31	924.12
	分散	9,997.16	9,962.61	11,904.95	12,352.28	11,742.96	11,237.46	13,251.74	11,646.48	13,506.93	12,707.52	12,813.76	11,359.00
	範囲	413.65	410.00	484.91	460.54	491.61	470.51	566.07	556.05	566.61	539.48	510.80	450.76
	最小値	695.26	716.36	733.87	717.15	753.49	760.54	726.37	734.21	735.93	737.26	733.11	760.70
	最大値	1,106.90	1,126.36	1,198.76	1,177.69	1,245.10	1,231.05	1,292.44	1,290.26	1,302.54	1,276.76	1,243.92	1,211.46

1997 年度～2008 年度の「財政力指数」、『地方教育費調査報告書』より筆者作成

表 I からは、財政力指数の分散は、2000 年に 0.03 と最も低く、2008 年に 0.054 と最も高い値となっていることを読み取ることができる。一方、児童 1 人当たりの小学校費の分

散は、1998年の9962が最も低く、2005年の13506が最も高い値となっていることを読み取ることができる。

また、財政力指数と小学校費の最小値や最大値を比較しても、財政力指数の最小値が最も小さい年（2000年）に、小学校費の最小値（1998年）が小さくなる訳ではないことがわかった。このことは、財政力指数のバラつきと児童1人当たりの小学校費のバラつきが連動していない結果であることを示している。

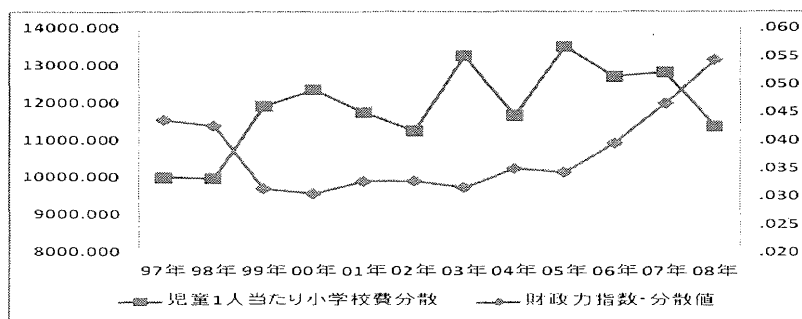


図 I 1997年度から2008年度の財政力指数と小学校費の分散の経年比較
1997年度~2008年度の「財政力指数」、『地方教育費調査報告書』より筆者作成

加えて、上記の図 I からわかるように、財政力指数の分散の値が下がるにつれ、児童1人当たりの小学校費の分散の値が上がるといった関係にあるものの（分散値同士の相関は -0.34 とやや負の相関関係にある）、全ての年度で必ずしも一致していないことを読み取ることができた。

つまり、財政力指数のバラつきに比例して、小学校費自体もバラつくということを読み取ることはできなかった。

以上の結果から、都道府県の財政力指数のバラつきが、小学校費のバラつきに影響を与えているのではないかという仮説1は成立しないことがわかる。

そこで、次に、都道府県の小学校費の増減（年度間比較）の要因を検討するために、1997年度と2007年度の児童1人当たりの小学校費を支出面と収入面から比較を行うこととする。

(2) 1997年度と2007年度の47都道府県における小学校費の支出面からみた比較

1997年度と2007年度の47都道府県の小学校費の支出面を検討する上で、「①児童1人当たりの小学校費の都道府県の差の要因は教育活動費によるものではないか、②また、①の傾向は、1997年度から2007年度に年度が変わることによっても変わらないのではないか」という仮説2を設定した。

1997 年度と 2007 年度の支出面からみた児童 1 人当たりの小学校費の実態は、表Ⅱに示した通りである。下記の表Ⅱは、1997 年度と 2007 年度の消費的支出、資本的支出、債務償還費の「平均値」、「標準偏差」、「変動係数」、「範囲」と「最小値・最大値」を示したものである。ここで、変動係数（「標準偏差÷平均値」で計算）を用いた理由としては次の通りである。異なる尺度の集団を比較する場合、標準偏差を用いると個々のデータの値が大き（平均値が高い）集団の方が、標準偏差値が高くなる傾向にある。そこで、異なる集団を相対的に捉えるために、変動係数を用いて比較することとした。

また、ここでの「消費的支出」とは、経常的に支出する経費のこと、「資本的支出」とは、新たに財産を取得、増加又は補充するために支出される経費のこと、「債務償還費」とは地方債の元金の返済、利子の支払い及び手数料に要した経費のことを指す。

表Ⅱ 1997 年度と 2007 年度の児童 1 人当たりの支的経費（単位：千円）

	消費的支出 97年児童1人 あたり	資本的支出 97年児童1人 あたり	債務償還費 97年児童1人 あたり	消費的支出 07年児童1人 あたり	資本的支出 07年児童1人 あたり	債務償還費 07年児童1人 あたり
平均値	714.0930	88.3602	62.1094	791.8896	84.0491	58.3760
標準偏差	85.38101	20.34274	10.35170	92.19043	33.01677	15.69425
変動係数	11.957	23.023	16.667	11.642	39.283	26.885
範囲	342.37	84.49	53.21	429.05	168.33	67.66
最小値	582.99	56.57	42.91	606.70	26.12	32.90
最大値	925.36	141.06	96.12	1035.75	194.45	100.56

1997 年度と 2007 年度の『地方教育費調査報告書』より筆者作成

上記の表Ⅱから読み取れることは、変動係数の値を比較すると、1997 年度においては、資本的支出による数値が最も高く、それに次いで債務償還費、消費的支出の順となっている。一方、2007 年度においても、変動係数の高い順から、資本的支出、債務償還費、消費的支出、となる。つまり、どちらの年度においても、資本的支出が最もバラつきが大きい（変動係数が高い）ことがわかる。

また、1997 年度と比較して 2007 年度は、資本的支出と債務償還費の数値は、10 ちかく増加（債務償還費については、1997 年度 16.67 に対して 2007 年度では 26.89、資本的支出についても 1997 年度 23.02 に対して、2007 年度では 39.28）しているが、消費的支出においては、若干減少傾向にある。

このことは、経年比較した場合、消費的支出についてバラつきが変化していないことに対し、資本的支出と債務償還費については、2007 年度にバラつきが拡大したことを意味している。このことの理由の 1 つとしては、資本的支出の最小値が 1997 年度の 56.57 から 2007 年度では 26.12 と低下し、1997 年度の最大値が 141.06 から 2007 年度では 194.45 と上昇していることによるバラつきの拡大と読み取ることができる。

そこで、次に、消費的支出と資本的支出の詳しい内訳を検証していくこととする。

下記の表Ⅲは、1997年度と2007年度の児童1人当たりの消費的支出の内訳を比較したものである。ここで、消費的支出は、「人件費」、「教育活動費」、「管理費」、「補助活動費」、「所定支払金」の5つに分類することができる。「人件費」とは、教職員の給与や手当等の経費を指す。「教育活動費」とは、児童に対する教授及びその補助に要した経費のことを指し、具体的には特別活動費、教授用消耗品費がこれに当たる。「管理費」とは、管理運営のために要する経費のことを指し、具体的には、修繕費や維持費、光熱水費等がこれに当たる。「補助活動費」は、正規の学校教育の中には含まれないが、学校の事業に要した経費のことを指し、衛生関係費や補助授業費がこれに含まれる。そして、「所定支払金」とは、定期的な支払義務が生ずる経費のことを指し、日本スポーツ振興センター共済掛金や負担金がこれに当たる。

表Ⅲ 1997年度と2007年度の児童1人当たりの消費的支出（単位：千円）

	消費人件費 97年児童1人 あたり	消費教育活 動費97年児 童1人あたり	消費管理費 97年児童1人 あたり	消費補助活 動費97年児 童1人あたり	消費所定支 払金97年児 童1人あたり	消費人件費 07年児童1 人あたり	消費教育活 動費07年児 童1人あたり	消費管理費 07年児童1 人あたり	消費補助活 動費07年児 童1人あたり	消費所定支 払金07年児 童1人あたり
平均値	640.8064	16.4574	35.4994	17.9509	3.3796	701.7604	20.7177	39.3357	26.7596	3.3160
標準偏差	78.87881	3.47960	6.96392	4.51473	1.70677	84.89112	5.06954	9.05225	8.27213	1.47849
変動係数	12.309	21.143	19.617	25.150	50.502	12.097	24.470	23.013	30.913	44.587
範囲	327.64	20.21	36.55	19.47	9.48	421.01	24.97	55.59	35.26	6.63
最小値	514.03	9.92	26.62	11.00	1.45	525.55	10.44	28.78	14.34	1.48
最大値	841.67	30.13	63.17	30.47	10.93	946.56	35.41	84.37	49.60	8.11

1997年度と2007年度の『地方教育費調査報告書』より筆者作成

はじめに、1997年度内（表Ⅲの左から2列目～6列目）で変動係数を比較すると、数値の高い順に、所定支払金、補助活動費、教育活動費、管理費、人件費となる。次に、2007年度内（表Ⅲの左から7列目～11列目）で変動係数を比較すると、数値の高い順に、所定支払金、補助活動費、教育活動費、管理費、人件費となることがわかった。

1997年度と2007年度を比較すると、消費的支出の内訳は所定支払金（1997年度に10.9に対し、2007年度は8.1）をのぞき、2007年度の方が、最小値や最大値の数値が上がっていることを読みとることができる。また、変動係数の値を1997年度と2007年度で比較すると、補助活動費、管理費の値が拡大する傾向にあることがわかる。1997年度から2007年度では、教育活動費、管理費、補助活動費の変動係数が大きくなる一方、人件費、所定支払金の値は小さくなった。しかし、各項目の年度間比較を行った結果、約5の範囲での拡大・縮小であることから、消費的支出の中身は、1997年度から10年経った2007年度にお

いてもあまりバラつきは拡大していないことを読み取ることができる。

次に、下記の表Ⅳは、1997 年度と 2007 年度の児童 1 人当たりの資本的支出の内訳を比較したものである。ここでの資本的支出とは、「土地費」、「建築費」、「設備・備品費」、「図書購入費」の 4 つに分類することができる。

「土地費」とは、学校の敷地の新規購入費、拡張のための購入費、移転補償費などに要する経費のことを指す。「建築費」とは、施設の新築並びに増改築等、形状や構造を改良した経費のことを指す。「設備・備品費」は、土地費・建築費に含まれない設備・備品の購入・補填に要した経費のことを指す。「図書購入費は」、学校図書館・図書室に備え付ける図書のうち、備品に類するものの新規購入、補填に要した経費のことを指す。

表Ⅳ 1997 年度と 2007 年度の児童 1 人当たりの資本的支出（単位：千円）

	資本土地費 97年児童1人 あたり	資本建築費 97年児童1人 あたり	資本設備備 品費97年児 童1人あたり	資本図書購 入費97年児 童1人あたり	資本土地費 07年児童1 人あたり	資本建築費 07年児童1 人あたり	資本設備備 品費07年児 童1人あたり	資本図書購 入費07年児 童1人あたり
平均値	8.5398	66.5677	11.8172	1.4364	3.8438	70.5360	8.1064	1.5623
標準偏差	7.74989	17.04967	1.75198	.38089	4.33635	30.48470	2.37901	.44940
変動係数	90.750	25.613	14.826	26.517	112.813	43.219	29.347	28.764
範囲	33.90	71.74	7.92	2.05	24.02	155.21	10.74	2.25
最小値	.67	41.59	8.73	.79	.00	17.39	4.71	.87
最大値	34.57	113.33	16.65	2.84	24.02	172.60	15.45	3.12

1997 年度と 2007 年度の『地方教育費調査報告書』より筆者作成

はじめに、1997 年度内で変動係数（表Ⅳの左から 2 列目～5 列目）を比較すると、数値の高い順に、土地費、図書購入費、建築費、設備・備品費となる。

一方、2007 年度内において変動係数（表Ⅳの左から 6 列目～9 列目）を比較すると、数値の高い順に、土地費、建築費、設備・備品費、図書購入費となることがわかった。

1997 年度と 2007 年度を比較すると、建築費の数値が大幅に増加（25.6（1997 年）から 43.22（2007 年））し、バラつきが拡大傾向にある。この点については、1997 年度と比較して 2007 年度は、2006 年に文部科学省が「公立の義務教育諸学校等の施設の整備に関する施設等整備基本計画」を告示し、耐震措置や老朽化した校舎の立て直しといった問題が浮上した時期と合致し、校舎の建て直しを行った都道府県と行っていない都道府県とで差が生じたと読み取ることができる。加えて、1997 年度と比較して 2007 年度はどの項目においても、バラつきが拡大していることがわかる。

また、消費的支出と資本的支出の内訳について変動係数を用いて比較（表Ⅲと表Ⅳを比較）すると、1997 年度においては、値の大きい順に土地費、所定支払金、図書購入費となった。一方、2007 年度においては、土地費、所定支払金、建築費となり、1997 年度と比較

して、2007年度においては建築費の値が全体の中でも拡大していることが示される。

つまり、支出面から見ると、土地費、所定支支払金により都道府県のバラつきが生じており、人件費によるバラつきは小さいことがわかる。

以上の結果から、小学校費の都道府県の差は教育活動費の影響が強いのではないかという仮説は成立せず、所定支払金や土地費や建築費といった直接的には教育活動につながらない経費によって、都道府県間のバラつきが拡大していることが確認できた。

また、その差の要因は年度を変えても変わらないのではないかという仮説は、図書購入費以外においては当てはまり、全体傾向としては、年度間による内実に差はないと読み取ることができた。

(3) 1997年度と2007年度の47都道府県における小学校費の収入面からみた比較

次に、1997年度と2007年度の47都道府県の小学校費の収入面を検討する上で、「都道府県の教育費がある程度保たれているという仮説のもと、その水準を保っているのが『公費組み入れ寄付金』や『私費』といった財源によって担保されている」という仮説3を設定した。つまり、小学校の設置者である市町村の支出割合については都道府県毎に差があるが、「公費組み入れ寄付金」や「私費」が存在することで、小学校費全体として比較した場合、都道府県間の差があまり生じないということになるのではないかということである。

1997年度と2007年度の収入面からみた小学校費の実態は以下の表Vようになる。ここでの収入とは、「国庫補助金」、「都道府県支出金」、「市町村支出金」、「地方債」、「公費組み入れ寄付金」、「私費」に分類できる。

「国庫補助金」とは国が交付した補助金及び負担金を指し、文部科学省以外の省庁からの補助金も含む。「都道府県支出金」とは、都道府県が支出した経費のことを指し、教育委員会以外の部局からの補助金も含む。「市町村支出金」は、市町村の財源（地方税、地方交付税、使用料、手数料）から支出された経費のことを指し、教育委員会以外の部局からの補助金も含まれる。「地方債」とは、学校の新設のために起債した経費のうち、当該会計年度支出分のことを指す。「公費組み入れ寄付金」とは、歳入として計上された寄付金・贈与金のうち、当該会計年度中に学校教育のために支出した経費のことを指す。

表Vを参照に、1997年度の変動係数の値を比較してみると、小学校費総額の変動係数（表Vの左から2列目）は、他の項目の変動係数よりも小さいことを読み取ることができる。つまり、財源は何にせよ小学校費総額としては、都道府県間のバラつきが小さいことがわかる。また、変動係数の高い順は、公費組み入れ寄付金、私費、地方債、市町村支出金、国庫補助金、都道府県支出金となっている。

一方、2007年度の変動係数の値を比較してみると、都道府県支出金のバラつきが最も小さく、その次に、小学校費総額が小さい値となっている。変動係数の大きい順から、公費

眞弓（田中）眞秀：地方分権改革期における 47 都道府県の小学校費の特質に関する一考察

組入れ寄付金、私費、地方債、市町村支出金、国庫補助金、都道府県支出金の順となっており、1997 年度の結果と同様の結果となった。

表 V 1997 年度と 2007 年度の児童 1 人当たりの収入別（単位：千円）

	小学校費総額 97年児童1人あたり	財源別国庫補助金 97年児童1人あたり	財源別都道府県支出金 97年児童1人あたり	財源別市町村 97年児童1人あたり	財源別地方債 97年児童1人あたり	財源別公費組み入れ寄付金 97年児童1人あたり	財源別私費 97年児童1人あたり
平均値	864.5640	258.4719	329.3213	249.3623	25.6557	1830	1.5685
標準偏差	99.35216	35.03240	38.19546	42.07450	14.55103	48839	92049
変動係数	11.492	13.554	11.598	16.873	56.716	266.911	58.686
範囲	413.64	154.63	151.22	250.94	86.94	3.24	4.33
最小値	695.26	202.28	265.63	201.00	9.02	00	20
最大値	1108.90	356.91	416.85	451.94	95.96	3.24	4.53
	小学校費総額 07年児童1人あたり	財源別国庫補助金 07年児童1人あたり	財源別都道府県支出金 07年児童1人あたり	財源別市町村 07年児童1人あたり	財源別地方債 07年児童1人あたり	財源別公費組み入れ寄付金 07年児童1人あたり	財源別私費 07年児童1人あたり
平均値	934.3143	175.3743	476.7787	241.7085	38.4551	3453	1.6538
標準偏差	113.19876	26.06719	56.43980	42.16029	24.35200	1.86390	1.19289
変動係数	12.116	14.864	11.838	17.443	63.326	539.762	72.129
範囲	510.81	115.02	280.79	213.28	110.39	12.84	5.64
最小値	733.11	129.34	355.71	179.61	5.52	00	09
最大値	1243.92	244.36	636.50	392.89	115.91	12.84	5.73

1997 年度と 2007 年度の『地方教育費調査報告書』より筆者作成

次に、1997 年度と比較して、2007 年度は、地方債と公費組み入れ寄付金、私費のバラつきが拡大したことを読み取ることができる。

都道府県支出金のバラつきが小さいことについては、その主な内訳が人件費であることから、(2) の結果である人件費のバラつきが小さいことと一致している。また、地方債については、1997 年度と比較して 2007 年度の方が、日本全体が負債を抱えているという点から説明できる。

ここでは、特に 2007 年度において、公費組み入れ寄付金のバラつきが増加していることに着目する。公費組み入れ寄付金の最低値が 0 という都道府県も存在する一方で、最大値が 1997 年度の 3.24 から 2007 年度の 12.84 と約 4 倍になっている。つまり、公費組み入れ寄付金を用いて教育活動を賄うことで、小学校費全体の都道府県間のバラつきが減少しているのではないだろうか。

以上の結果から、市町村支出金や公費組み入れ寄付金自体の都道府県毎のバラつきは大きい。しかし、それらが都道府県毎の小学校費の総額に組み込まれることによって、小学校費総額のバラつきが小さくなるということが確認できた。つまり、市町村支出金での都道府県の差はあるが、一方で公費組み入れ寄付金や私費の都道府県の差も存在し、これらが一緒になり小学校費総額として都道府県毎に比較すると、ある程度の水準が保たれると

いうことであり（つまり、公費組み入れ寄付金や私費を充当しなければ都道府県間の分散が大きくなる）仮説3は証明された。

5. まとめ

(1) 結論

これらの結果から、導き出された結論は、以下の3点である。

1点目としては、経年的に比較して、小学校費は増減しながらも、都道府県間では、ある程度の小学校費の水準が保たれていることである。これは、経年比較を行った結果から言えることであり、地方分権改革の影響をあまり受けられないような制度設計が現状の小学校費についてはなされているといえる。

2点目としては、支出面から見た都道府県の小学校費のバラつきの要因としては、土地費、建築費等の直接的に教育に関わらない経費によるものである。一方で、人件費については、法規によって一定の水準が設定されているものであることから、都道府県毎の差はある一定程度に抑えられていると結論づけることができる。

3点目としては、歳入面からみた都道府県の教育費の水準は、市町村支出金や公費組み入れ寄付金、私費によって保たれている現状があることがわかった。しかし、このことは、現在の教育活動を維持するためには、寄付金や私費に依存していること指し、寄付金や私費に頼らずに公的機関によってのみ小学校費（義務教育費）を保障することが可能なのかといった課題につながる。また、その場合は、かえって、学校の教育費の差が生じる可能性があるのか否かについては、今後より綿密な検証を行う必要がある。

以上の分析結果より、リサーチクエスチョンに対する回答は、①国から都道府県に財政的な権限が移譲されることで、都道府県の財政力にバラつきが生じるのか否かという点については、権限移譲による都道府県の財政的なバラつきは見られなかった。また、都道府県の財政力のバラつきは、都道府県の小学校費のバラつきに影響を与えるか否かということについては、与えないという結果が生じた。

②としては、都道府県における小学校費の経年間の増減の要因は、支出面からは土地費、建築費が挙げられ、中でも建築費がその要因となっていることが明らかとなった。

③としては、都道府県における小学校費の経年間の増減の要因は、収入面からは、市町村支出金、公費組み入れ寄付金、そして地方債がその要因となることが明らかとなった。

(2) 今後の課題

今後の課題としては、都道府県間だけでなく、都道府県内に焦点を当て、市町村の中でも裁量権が委ねられている政令指定都市や中核市を事例とし、教育費の水準をどのように保っているのか否かを検討することである。加えて、義務教育費を検証する視点から、中

学校費についても同様の分析を行う必要がある。

本論文は、今後、「標準法」の改正や「定数改善」といった義務教育（費）に関わる制度が改正・規制緩和される可能性がある中、都道府県・市町村といった地方自治体において、義務教育費の都道府県毎のバラつきを確認することで、教育費の水準を保障することがどこまで可能なのかということに、1つの視点を投げかけることができたのではないだろうか。

本論文では、小学校費を地方分権改革前後で比較して、バラつきが拡大していないことから、ある一定程度の水準が保たれているという結論を導き出した。しかし、これらは、現状の法律などの規制によって義務教育費の水準が守られている可能性があり、今後、法律の改正や地方分権・規制緩和が促進される場合の懸念は常に想定していかなければならない。

主要参考文献

文部省『地方教育費調査報告書（平成9会計年度）』、大蔵省印刷局、1999年。

文部科学省『平成20年度 地方教育費調査報告書（平成19会計年度）』、日経印刷株式会社、2010年。

注

- ¹ 本論文は、義務教育におけるハード面（特に財政面）に主眼を置いて論旨を展開している。ゆえに、本論文においては、義務教育がそもそも平等であるべきか否かという議論については言及していない。本論文での義務教育における平等とは、義務教育費が都道府県毎に担保されており水準が保たれていることを意味する。
- ² 「財政力指数」とは、地方交付税交付金の支給の基準となる値のことで、地方公共団体の財政力を示す指数のことである。基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値を総務省が計算して示した値である。
（地方交付税交付金とは、地方公共団体の財政力の格差を調整するために支給されている。）財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるとみなされている。ただし、特別区の財政力指数については、特別区財政調整交付金の算定に要した基準財政需要額と基準財政収入額によって算出した値である。
- ³ 『地方教育費調査報告書』で取り扱われている教育費とは、都道府県及び市町村の歳出決算額として計上された経費のことである。また、学校徴収金（学校が生徒から徴収した学級費・実験実習費・修学旅行費）は含まれていない。